

第12条（対価の支払および返戻金制度）

甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種定額支払手当等を含む。）の30%相当額及び消費税相当額を支払う。この場合において、甲および乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収等、必要な事項を別途「雇用条件通知書」により確認するものとする。

2 乙が紹介した丙が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

3 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、

（i）採用日から1ヶ月未満・・・第1項の定める対価の80%

（ii）採用日から3ヶ月未満・・・第1項の定める対価の50%

（iii）採用日から6ヶ月未満・・・第1項の定める対価の10%

を乙は甲に返却するものとする。

4 甲は、乙の請求書が到達した日の翌月末日までに、第1項に定める対価およびその消費税相当額を乙の指定する預金口座に振り込むものとする。